

## 令和8年度こおりやまファンクラブリニューアルプロジェクト業務委託仕様書

### 1 業務名

令和8年度こおりやまファンクラブリニューアルプロジェクト業務委託

### 2 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

### 3 業務目的

本業務は、こおりやまファンクラブの活性化を図るため、様々な事業コンテンツを実施し、会員数及び活動人口の増加並びに会員同士の関係性の強化を通じて、関係人口の創出及び拡大を推進することを目的とする。

### 4 業務方針とファンクラブの概要

#### (1) 方針

本業務は、東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興再生、並びに地域の個性を活かした将来にわたる活性化を図ることを目的としたみらいを描く市町村等支援事業助成金交付要綱を活用し、実施するものである。

令和7年度は、会員参加型の様々なイベント施策を実施し、会員の満足度向上、新規加入者の増加を図った。

令和8年度は、インターネット上での情報発信や交流可能なツールを活用し、幅広く本市の魅力及びファンクラブの活動状況を発信し、本市の認知度及びイメージ向上、新規加入者の増加を図ること。

#### (2) ファンクラブの概要

目的	郡山市外在住者を対象に会員を募集し、それぞれの居住地において郡山市の魅力を発信していただくことを目的とする
会員数	1,921人（令和8年3月1日時点）
会費等	入会費、年会費無料
会員特典	・会員証の配布 ・協賛店舗や施設で割引等の優待サービスを受けられる ・メールマガジンで、旬な情報を得られる
会員向けイベント等	交流会、会員向けツアー、会員限定抽選会等を実施

## 5 業務内容

### (1) 交流会の企画・運営

- ア 会員と本市との継続した関係性の構築を目的に、本市の魅力を体験し、本市と関わる機会となる交流イベントを企画し、実施すること。
- イ 主なターゲットは20代～40代の首都圏在住者とする。
- ウ イベントの実施回数は、東京都内で1回を最低限の回数とすること。
- エ 定員は、延べ参加者数20名以上になるよう調整すること。
- オ 集客、内容の充実に向けた工夫を行うこと。
- カ 実施内容、時期、会場等については、発注者と協議の上、決定すること。
- キ イベント終了後、参加者にアンケート調査を実施し、効果測定を行うこと。

### (2) ふるさと体験会の企画・運営

- ア 本市の伝統及び文化をはじめとする本市ならではのコンテンツに触れることで、本市への理解度やイメージを向上させる体験イベントを企画し、実施すること。
- イ イベントの実施回数は、郡山市内で1回を最低限の回数とすること。
- ウ 定員は、延べ参加者数10名以上になるよう調整すること。
- エ 集客、内容の充実に向けた工夫を行うこと。
- オ 実施内容、時期、会場等については、発注者と協議の上、決定すること。
- カ イベント終了後、参加者にアンケート調査を実施し、効果測定を行うこと。

### (3) お届けこおりやまの企画・運営

- ア 本市にゆかりのある方たちの会合等に出向き、特産品の提供や郡山市の魅力発信を行うことで、新たなファンの獲得を図るイベントを企画し、本市のPRを実施することで新たなファンを獲得すること。
- イ イベントの実施回数は、県外で1回を最低限の回数とすること。
- ウ 実施内容、時期、会場等については、発注者と協議の上、決定すること。

### (4) インターネット上の情報発信媒体を活用した魅力発信

- ア ファンクラブの認知度向上及び新規会員の獲得を図るため、インターネット上の情報発信媒体（例 note）を活用し、郡山市の食・文化・地域資源等の魅力やファンクラブの活動状況を紹介する記事型コンテンツを制作し、情報発信を行うこと。
- イ 8本以上記事を投稿すること。
- ウ 当該媒体の運用開始及び記事掲載にあたっては、各種広報による周知を2回以上実施すること。
- エ 記事内容、時期等については、発注者と協議の上、決定すること。

オ 本事業終了後においても、発注者が当該媒体を活用して継続的に運用できるよう、運用環境の整備及び必要な引き継ぎを行うこと。

(5) アンケート及び抽選会の企画・運営

ア 会員を対象として、効果的手法を用いてアンケート調査を実施し、調査結果については、分析を行い、今後のファンクラブ運営に関する改善提案を行うこと。

イ 調査項目は、ファンクラブの満足度や要望に関するものとする。

ウ 有効回答数を 100 以上確保すること。

エ 有効回答者から、抽選で本市の特産品、工芸品等を贈呈すること。

オ 抽選は、最低 30 名以上当選させること。

カ アンケート内容及び抽選会の景品は、発注者と協議の上、決定すること。

(6) その他の企画提案

上記(1)～(5)のほか、本業務に価値を付加するもの等、提案上限価格の範囲内で本業務の目的に沿う実現可能な企画を提案することができる。

6 報告書及び成果品の提出

(1) 事業の実施に関する報告書

(2) その他、各種成果品データ

7 報告書及び成果品の納期

令和 9 年 1 月 29 日（金）までとする。

8 納品場所

郡山市文化スポーツ観光部観光政策課

※納品方法等の詳細は、協議の上決定する。

9 業務体制等

(1) イベントの実施に当たっては、会場管理者との事前打ち合わせや現地確認、飲食を伴う際は参加者のアレルギー調査等を適宜行うなど、イベントの開催に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者の安全確保を徹底すること。

(2) イベントに参加する方や事業者等への説明及び連絡調整を行い、イベント運営に係る円滑なマネジメントを行うこと。

(3) 受注者は、業務従事者が急病等で予定した業務に従事できない場合は、同等以上の能力を有する代替要員を手配する等の措置をとり、本業務実施に支障がないように対応すること。

## 10 一括再委託の禁止

- (1) 本業務の規定する主要な部分とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを原則再委託することはできない。
  - ア 業務における指揮、監督、総合的企画、手法の決定及び技術的判断等
- (2) 本業務の「軽微な部分」とは、個人情報を取り扱わないもので、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る。）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、ツアーに関する顧客送迎等
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

## 11 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総合的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。
- (2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (3) 業務実施に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、本市の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (5) 受注者は、本業務の履行に際し、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 本業務にて制作した成果品及び映像素材データの著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を含む)は、本市に帰属するものとする。
- (8) 業務の所管部署が変更となった場合、変更後の所管部署を納品先とすること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める業務の実施に当たって疑義が生じた場合は遅滞なく協議し、これを定めるものとする。